

「小論文」入試問題中の資料文につきましては、著作者から本ページ掲載に限定して許諾をいただいたうえで掲載しております。

この資料部分を他へ掲載、引用等されようとする場合には、著作者から別途許諾を得ていただく必要がありますことを申し添えます。

2006 年度前期日程入試問題 小論文試験

問題

下記の資料文を読み、資料文の模倣や反復をできるだけ避けつつ、その内容への賛成論および反対論を解答用紙の指定の欄にそれぞれ字数 400 字～500 字で記しなさい。

資料文

麻薬・覚醒剤などの薬物は、現在ほとんど世界中で取引禁止となっている。その生産はアジアや南米の貧困地域で行われ、犯罪組織がそれを闇のルートで販売し、それを主に消費するのは欧米先進諸国の人々である。この構図は、大きく見れば、カネのある人々が禁止されているものを買ひ、カネのない人々がそれを売ってカネを稼ぐ、というものである。こうして「有無相通じて」人それぞれに必要とするものを手に入れていることを、アダム・スミスなら「見えざる手」が働いてそうになっている、というかもしれない。スミスは地主などの金持ちが金持ちらしく贅沢をしてカネを使い、大勢の召使いを雇うことで、政府が土地を平等に分配したりしなくても、人々はそれぞれに所得を得てうまくやっていると指摘し、その市場の働きを「見えざる手」の働きにたとえた。麻薬の生産と消費についても同じことがいえる。

問題は、麻薬の取引を犯罪組織が独占して、「犯罪資本主義」が繁盛していることである。なぜそうなるかといえば、麻薬の取引が禁止されているからである。禁止されている「危ない商売」を手がけるのは犯罪組織しかない。そこで犯罪組織が麻薬の密輸・密売を独占して、法外な価格で非合法に販売する。「犯罪資本主義」はこうして取引禁止のおかげで成立し、繁盛している。もしも麻薬の取引が完全に自由で、農業企業が現地で生産し、商社がその輸出入を取り扱っていれば、価格は暴落し、麻薬産業はこれほどのハイリスク・ハイリターンのビジネスにはなりえなかったにちがいない。

この関係を一口でいえば、麻薬・覚醒剤の密売があとを絶たないのは、その取引が禁止されているからである、ということになる。禁止しているにもかかわらず密売が横行するのは許せない、といって密売組織の壊滅にいくらコストをかけてみても、そもそも禁止されていることが密売を発生させているのだから、不可能な目的に向かって努力をしていることになる。この皮肉にして徒労に終わることが目に見えている「麻薬戦争」の結末は、かつてのベトナム戦争の結末に似て、「正義の戦争」をしかけているつもり側の側が最後には敗戦を認め、「停戦」に応じるという形をとる以外になさそうである。

ブライアン・フリーマンは、『ユーロマフィア』で、麻薬を「非犯罪化」し、最終的には合法化することこそ合理的な解決ではないか、といている。この自由化路線を支持すべき理由は、「必要としている人には、一定の規制の下に、それが合法的に手に入るようにしてやればよいではないか。それによってドラッグ使用者が犯罪者となる道を閉ざしてやればよいではないか」というリベラルな人権尊重主義から出てくるのではない。健康に害がないように専門家の指導の下で使用を認める、といった温情主義も無用である。こうした規制と保護つきの非犯罪化は、「麻薬戦争」につぎこまれていたコストにかわって別の不必要なコストを生むだけである。

自由化を支持するための正しい考え方は、最大限の自己決定の自由と最大限の自己責任を認めるべきだという立場から出てくる。人は自分の責任で、大麻のようなソフトドラッグやその他の麻薬を買って消費する自由がある。その結果、不適切な使用によって自分の健康を破壊することになったとしても、それはその人の責任であり、自業自得というものである。「うちの子が麻薬中毒になっては大変だから、そんな危険なものは禁止してもらいたい」という発想は間違っている。危険で有害なものを使わないと決めるのは本人であり、使わせないようにするのは親の責任である。ある有名芸能人の息子は覚醒剤を繰り返し使用して逮捕されている。この芸能人は、こういうべきであった。「うちの子が犯罪者にならないように、麻薬禁止の法律を廃止して下さい。麻薬を自由化して下さい。それを使うか使わないかは自分たちの責任で決めますから」と。

ただし、覚醒剤常用者が陥る精神分裂病に似た症状からは、他人を殺傷する行動が出てくる恐れがあるといわれる。LSDも異常な幻覚と錯乱状態をもたらすので、その使用が自分だけの問題にとどまらなくなる危険がある。このような、銃砲と似た性質のものについては禁止や規制を続けるべきであろう。

(出典：竹内靖雄『法と正義の経済学』200頁、新潮社、2002年。原文は縦書きである。なお、文中の小見出しは省略した。)

< 出題意図 >

今日、自由化ないし規制緩和が様々な場面で議論されている。資料文は、麻薬・覚醒剤といった薬物の取引についての自由化の是非を論じるものであり、この点について、基本的に自己決定と自己責任に委ねるべきだとの主張を展開している。小論文の課題は、資料文の内容に対して賛成論と反対論の二つの小論文を作成することである。資料文の見解が拠って立つ論拠を的確に把握し、それを出発点に賛成論を展開するとともに、賛成論とは異なる考え方にも思考をめぐらせ、その論拠を整理して、反対の立場からの立論をも論理的に展開することができるかどうかを問うものである。

< 採点評価のポイント >

賛成論・反対論の二篇の小論文のいずれにおいても、主題に関する理解度、主張の論理的構成と統一性、主張の説得力、表現力に重点をおいて評価する。

2006 年度後期日程入試問題 小論文試験

問題

現行司法試験に関する下記の資料文を読み、資料文の模倣や反復をできるだけ避けつつ、その内容への賛成論および反対論を解答用紙の指定の欄にそれぞれ字数 400 字～500 字で記しなさい。

資料文

日本の司法試験にも法曹となるための一定の資質を確保し、情報の非対称性を補うことで劣等なサービスの供給を未然に防止しようという意味があるのは理解できる。情報の非対称性が存在するとは、市場で取引を行う当事者相互間で、取引に関して有する情報に相違があることをいう。財やサービスの供給者がその品質を知り得るのに、需要者が事前にその品質を知ることができない状態は、その典型例である。

弁護士による法的サービスが取引される市場でも、このような情報の非対称性が存在する。日常生活品であれば、消費者は購入・消費を繰り返すなかで学習し、商品の品質を判断できるようになる。しかし、とくに訴訟代理など専門的な法的サービスに関しては需要する機会が少ないため、このような学習効果が働きにくい。仮に弁護士に一切の資格制度が存在せず、提供される法的サービスについての質的担保がなかったら、消費者は品質を事前に判断できず、低価格だが劣悪なサービスを購入するようになり、その結果として良質なサービスは供給されなくなる。資格制度はこのような弊害に対処するための措置のひとつである。

しかし、現在のような難易度、少ない合格人員での資格付与が、質的なコントロールという大義名分の下において正当化されるか否かはきわめて疑問である。

第 1 に、質のコントロールの必要性が本当にあるのであろうか。専門職業でも、たとえば大学教授には就任や昇格のための学歴や資格が一切必要とされておらず、各大学の主に教授会自治に委ねられている。大学教授の世界も他の職業集団と同様、個人の能力は千差万別であるが、少なくとも研究や教育の能力は、大学での評判、専門誌への投稿等で自ずと明らかになっているのが通常である。むろん学生等に被害者も存在するが、大学教授登用資格制度を作って質的規制を施すべきであるという見解は見聞しない。

同様に、美術家、音楽家、各種インストラクター等についても任用資格は必要とされていない。その他のほとんどのサービス業においても同様である。広告が自由で、消費者による評価が繰り返され、市場での淘汰を受けることによってこれらは一定の水準を維持してきているのである。裁判官、検察官には別途の考慮が必要であるのは当然としても、弁護士資格の前提としての司法試験が個々の弁護士の業務に関する完全な情報開示を前提としてもなお必要であるか否かは疑問である。

第 2 に、法曹への参入開始の一時点における優秀な試験成績がその後何十年もにわたって行われる法曹サービスの質を保証し得るはずがない。最初のペーパーテストの成績が以

降の裁判官や弁護士としての適性を近似しているという想定自体に無理がある。法曹に必要とされると言われる「人権感覚」や「正義感」が司法試験で担保されると考えること自体滑稽ではないか。現実の多くの弁護士に対する評価が実質的にそうであるように、職業的倫理・能力にかかわる事項は、市場の評価に委ねる以外に適切な評価は存在しない。

第3に、質の確保は仕事に関する競争によってこそ担保される。とくに弁護士なら、訴訟事件であれば、依頼事件をいかに早く、いかに安く、勝利に導くかということにこそ弁護士の役割の根幹が存在する。法律相談であれば、紛争が生じることを未然に防止するための適切な措置を提示し、発生してしまった紛争については権利の実現のための適切な法的処方箋を提示することが求められる。このような能力の発露は、結局のところやってみなければ判断することはできない。仕事ぶりさえ広告規制等のない自由な情報開示体制の下で明らかになれば、依頼者は安心して選任できる。

第4に、司法試験合格時点での要求法解釈学水準は、現行の試験制度が想定している水準よりもはるかに低くてもかまわない。情報開示さえ完全であるならば試験制度すら必要ない。仕事ぶりの情報の代替指標として必要とされる称号として考えるならば、現行の司法試験のような難関を突破することを求める消費者が存在するだろうか。

もし、難関の試験をパスしているという事実の確認をどうしても必要とする消費者が存在するならば、合格者を増大させたいと、弁護士に試験合格時の順位を広告する自由を与えればよい。本当に消費者がそのような意味での質を重視するのであれば、上位合格者はこぞって広告を出し、彼らは多くの依頼者を獲得するであろう。

なお、司法試験受験回数の少ない者に対する措置については、司法試験が正常な資格試験として機能するようになり、合格者の大幅な増員が実現するならば、このような差別を合理化する根拠は存在しなくなる。

(出典：福井秀夫「司法の規制改革」シリーズ現代経済研究 18 八代尚宏編『社会的規制の経済分析』所収 217 頁、日本経済新聞社、2000 年。文中の脚注は省略した。)

< 出題意図 >

小論文の課題は、現行司法試験について一定の見地から批判的考察を行う資料文の内容に対して賛成論と反対論の二つの小論文を作成することである。資料文の見解が拠って立つ論拠を的確に把握し、それを出発点に賛成論を展開するとともに、賛成論とは異なる考え方にも思考をめぐらせ、その論拠を整理して、反対の立場からの立論をも論理的に展開することができるかどうかを問うものである。

< 採点評価のポイント >

賛成論・反対論の二篇の小論文のいずれにおいても、主題に関する理解度、主張の論理的構成と統一性、主張の説得力、表現力に重点をおいて評価する。